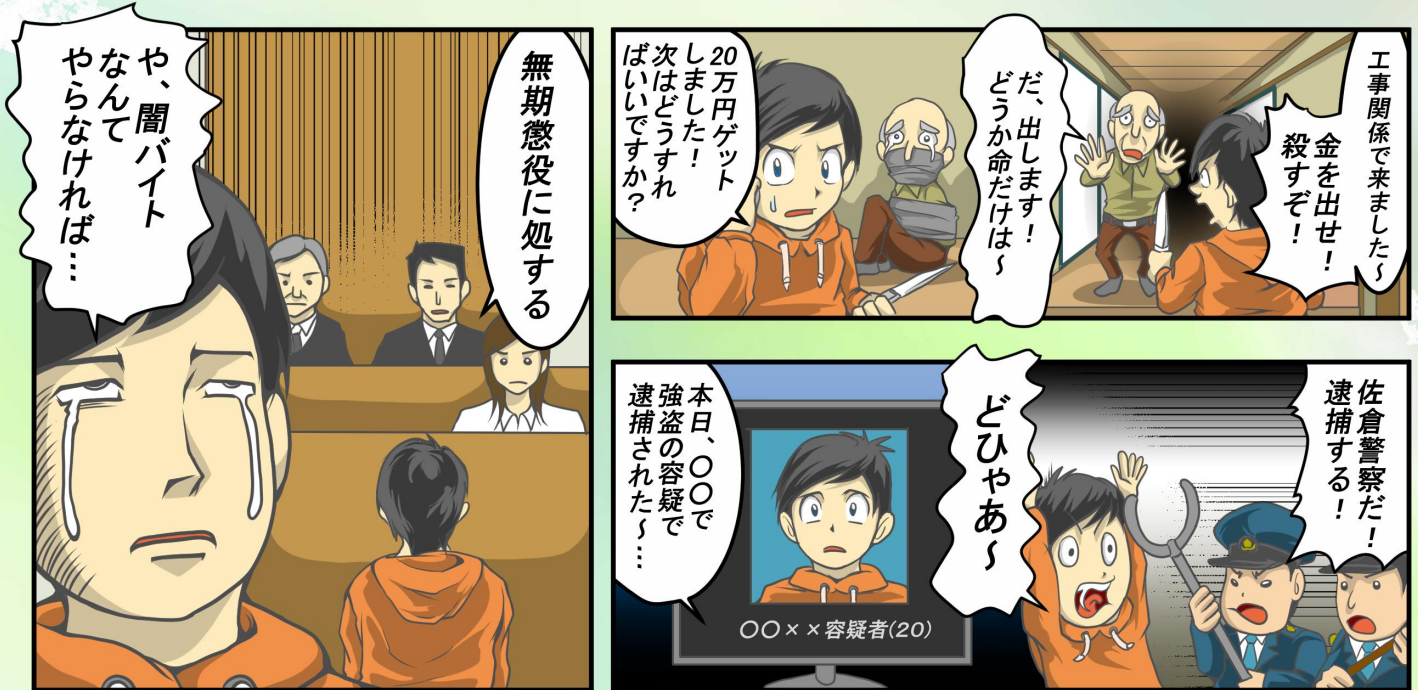


闇バイトにご注意!



佐倉警察署からのお願い

「SNS」で「高額収入」等の投稿を見ても、絶対に連絡したり依頼を受けないでください
あなたが凶悪犯罪の犯人になります

闇バイトの指示を実行すると

○強盗罪(刑法第236条)
～暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取したとき～
罰則・5年以上の懲役

○強盗致死傷(刑法第240条)
～強盗が人を負傷させたとき～
罰則・無期又は6年以上の懲役
～強盗が人を死亡させたとき～
罰則・死刑又は無期懲役

千葉県佐倉警察署